



福岡県医発第1708号(地)

平成18年12月22日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉



病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査(補足調査)について

標記実態調査につきましては、平成17年8月8日付福岡県医発第928号(地)にてお知らせいたしておりましたとおり、昨年度実施されておりますが、今般、厚生労働省において、労働安全衛生法施行令等の改正により規制の対象となる石綿の範囲がその重量の「1%を超えて含有するもの」から「0.1%を超えて含有するもの」に拡大されたため、補足調査が実施されることとなりました。

これを受けて、福岡県保健福祉部より別添のとおり調査についての協力依頼があり、平成18年12月21日開催いたしました本会第29回全理事会で協議の結果、協力することとなりました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに貴会管下病院のご協力につき、ご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 調査対象病院は、昨年度の使用実態調査において「アスベストを有していない」と回答された病院となっております。(但し、昨年度の調査の際、アスベスト含有の分析調査結果の送付があり、その中で「分散染色法」によりアスベストの保有がないと記載されている病院を除きます。)
- 2) 調査対象の県内の病院には、福岡県保健福祉部より直接、調査依頼及び調査表等が送付されます。

小郡三井医師会より

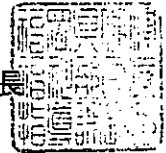
担当理事 蒲池 壽・島田昇二郎・毛利康茂



18医指第2585号
平成18年12月19日

社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健福祉部医療指導課長



病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査(補足調査)について(依頼)

本県の医療行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、病院におけるアスベストの使用については、昨年度貴会の御協力も得て全病院において調査を実施していただいたところです。今般、「労働安全衛生法施行令等の改正により、規制の対象となる石綿の範囲が拡大されたことを受け、厚生労働省から標記のことについて調査の依頼がありました。そのため、県及び両政令市において、対象となる病院に対して別紙のとおり調査の依頼を行うこととしております。

貴会員の皆様に本調査の趣旨を御理解の上御協力いただきますよう御配慮願います。

(調査対象病院)

昨年度の使用実態調査において「アスベストを有していない」と回答いただいた病院。

(ただし、昨年度の調査の際、アスベスト含有の分析調査結果の送付があり、その中で「分散染色法」によりアスベストの保有がないと記載されている病院を除きます。)



各 病 院 管 理 者 殿

福岡県保健福祉部医療指導課長

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査(補足調査)について(依頼)

病院におけるアスベストの使用実態については、昨年全病院に調査をお願いし、その結果が本年2月に厚生労働省でとりまとめられたところです。

今般、アスベストによる労働者の健康障害の防止を徹底するとともに、ばく露防止対策の充実等を図るため、「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」が一部改正され、平成18年9月1日から施行されました。それにより、規制の対象となる「石綿を含有する製剤その他の物」について、石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」から、「0.1%を超えて含有するもの」に範囲が拡大されたところです。

これをうけて、厚生労働省から別添のとおり「石綿をその重量の0.1%を超えかつ1%以下を含有する吹き付けアスベスト等」を対象とした使用実態調査(補足調査)の依頼がありましたので、貴病院の建物について別添の調査要領に基づき調査表に記入の上、お忙しいところ短期間で恐縮ですが下記により提出いただくようお願いいたします。

なお、貴病院において、新たに規制の対象となったもののうち、石綿等の粉塵の飛散によりばく露のおそれがあるものについては、対策工事等を行うなど適切な維持管理を行うようお願いいたします。

記

- 1 提出していただくもの 調査(補足調査)表〔個表様式〕
- 2 提出期限 平成19年 1月10日(水) ※FAXでの回答で結構です。

* この調査表は昨年度の使用実態調査において「アスベストを有していない」と回答いただいた病院にお送りしています。(ただし、昨年度、分析調査結果を送付いただき、その中で「分散染色法」によりアスベストの保有がないと記載されている病院を除きます。)

連絡・提出先

福岡県保健福祉部医療指導課医務係

担当: 松本

TEL 092-643-3273

FAX 092-643-3277

事務連絡

お送りしたものは次のとおりです

○調査依頼

○厚生労働省からの調査依頼

・補足調査表及び記入要領

・厚生労働省労働基準局長の分析方法についての参考資料

○開設者区分のための資料

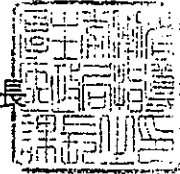
* 昨年度の調査結果を活用し、石綿含有分析業者や貴病院の建築業者などに確認の上、アスベストがないこと(0.1%以下であること)が確認された場合は、調査表に病院名を記入の上、余白に「アスベストがない」旨、及びそう判断できる理由を記入の上御返送ください。

0.1%を超えるアスベストが確認された場合は、調査表記入要領に従い、該当する欄に○をつけてください。

医政指発第 1201002 号
平成18年12月 1日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査（補足調査）
について

病院におけるアスベスト（石綿）対策については、従来より適切な対応をお願いしてきたところです。

アスベストによる健康障害の防止を徹底するとともに、ばく露防止対策の充実等を図るため、「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」が一部改正され、平成18年9月1日より施行されたことを受けての対策については、既に「病院におけるアスベスト対策について」（医政指発第1031001号）により適切な対応をお願いしているところですが、規制の対象となる石綿の範囲が拡大されたことを踏まえ、「石綿をその重量の0.1%を超えかつ1%以下を含有する吹付けアスベスト等」を対象とした使用実態調査（補足調査）を実施することとしました。

つきましては、下記の「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査（補足調査）実施要領」に基づき、貴都道府県の関係部局などと十分連携の上、別紙の調査表を作成し提出して頂きますようお願いいたします。

また、吹付けアスベスト等の状況に問題があるとされた場合には、管下の病院の管理者に対し、適切に指導するとともにアスベストの繊維が飛散しないよう適切な維持管理を行うよう指導願います。

なお、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査における第2回フォローアップ調査」（平成18年12月1日付医政発第1201001号）については、昨年実施した使用実態調査の調査方法等（1%を超えて含有するもの）に基づき実施し、所定期日までに提出いただくようお願いいたします。

記

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査（補足調査）実施要領

1 調査対象病院

「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について」（平成17年8月1日医政発第0801004号）（以下、「昨年度の使用実態調査」という。）における調査対象病院において、分析調査の結果、含有する石綿の重量が全ての場所において1%以下であるため「アスベストなし」と報告している病院（含有する石綿の重量が、全ての場所において0.1%以下である病院を除く）。

2 調査対象建材及び特定方法

「昨年度の使用実態調査」における調査対象建材及び特定方法と同じ。ただし、含有する石綿の重量が当該製品の重量の0.1%を超えかつ1%以下のもの。

3 計上方法

建材中の石綿含有率については、厚生労働省労働基準局長等からの通知（参考1及び参考2）において、既に実施した分析調査に係る取扱いについて示されているので留意すること。

具体的には、石綿が0.1%を超えて含有しているものとして関係法令に規定する措置を講ずるときは、既に実施した使用実態調査における分析の結果を活用して、次に示す⑦～⑨については改めて分析調査をしなくとも、石綿をその重量の0.1%を超えかつ1%以下を含有する吹付けアスベスト等と判断して計上してよい。

- ⑦ アスベストの定性分析で「石綿の含有あり」とされたもので、アスベストの定量分析を行った結果「含有率が0.1%を超え、1%以下」であったもの。
- ⑧ アスベストの定性分析で「石綿の含有あり」とされたもので、アスベストの定量分析を行った結果「含有率が1%以下で定量下限」であったもの。
- ⑨ アスベストの定量分析で「含有率が1%以下」ということしか報告を受けていない場合でも、分析業者においては定性分析を行っていると思われるので、問い合わせ等を行い、定性分析において「石綿の含有あり」と確認されたもの。

昨年度の使用実態調査の結果と今回の改正政令等への対応

昨年度実施した使用実態調査の結果		今回の改正政令等への対応	備 考
定性分析の結果	定量分析の結果		
分散染色法等により分散色が確認された（石綿の含有あり）	1%を超える	対 応 済	
	0.1%を超え、1%以下	必 要	上記⑦
	1%以下で含有率不明	必 要	上記⑧⑨
分散染色法等により分散色が確認されない（石綿の含有なし）		不 要	

4 調査表記入要領

(1) 個表様式 (別紙 1)

- ア 「開設者」欄には、「昨年度の使用実態調査」における病院開設者の種別と同じ。
- イ 「①」欄には、含有する石綿の重量が当該製品の重量の0.1%を超えかつ1%以下の吹付けアスベスト等が使用されている場所を有する病院名を記載する。
- ウ 「②」欄には、「封じ込め状態」又は「囲い込み状態」(以下「措置済状態」という)にある場所を有する場合に「○」を記載する。
- エ 「③」欄には、「措置済状態」ではないが、吹付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない場所を有する場合に「○」を記載する。
- オ 「④」欄には、「措置済状態」ではなく、吹付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する場合に「○」を記載する。
- カ 「⑤」「⑥」欄には、該当する欄に「○」を記載する。
- ・「措置予定」は、工事中及び具体的に工事日程が決まっている場所を有する場合とすること。なお、工事日程が決まっているか否かに関わらず、該当場所について利用を停止し、封鎖している場合は「措置予定」とすること。
 - ・「未定」は、工事日程が決まっていない場所を有する場合とすること。

(2) 総括表様式 (別紙 2)

- ア 都道府県においては、病院から提出された個表様式(別紙 1)を総括表様式(別紙 2)に取りまとめのうえ、総括表様式(別紙 2)のみ提出して下さい。
- イ 「①」欄には、含有する石綿の重量が当該製品の重量の0.1%を超えかつ1%以下の吹付けアスベスト等が使用されている場所を有する病院数を記載する。
- ウ 「②」欄には、「措置済状態」にある場所を有する病院数を記載する。
- エ 「③」欄には、「措置済状態」ではないが、吹付けアスベスト等の損傷、劣化等

による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない場所を有する病院数を記載する。

オ 「④」欄には、「措置済状態」ではなく、吹付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院数を記載する。

カ 「⑤」「⑥」欄には、該当する欄の「○」の数を記載する。

キ それぞれの調査項目の欄に重複回答する病院があるため、②③④の病院数の合計と①の病院数とは一致しない。

5 調査表提出期限

平成19年1月19日（金）

6 その他

提出先・照会先

厚生労働省（代表：03-5253-1111）

医政局指導課 古川・徳本（内線2555）E-mail:asbestosiryo2@mhlw.go.jp

・所屬名:
・担当署名:
・連絡先:(電話)
(E-mail)

[illegible]

〔個表様式〕

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査(補足調査)表

〔記載例〕

(プルダウンボタンを押して)
リストから選択してください

※アスベスト含有率0.1%超～1%以下のみ計上

・所属名:
・担当者名:
・連絡先:(電話)
(E-mail)

開 設 者	吹付けアスベスト (石綿)等がある 場所を有する 病院名 (①)	左記(①)のうち、 措置済状態にあ る場所を有する 病院 (②)	左記(①)のうち、措置済状態ではないもの																			措置予定が ○の場合の 予定時期			
			損傷、劣化等による 石綿等の粉じんの 飛散により、ばく 露のおそれがある 場所を有する病 院(③)	損傷、劣化等による 石綿等の粉じんの 飛散により、ばく 露のおそれがある 場所を有する病 院(④)	措置 予定 ／ 未 定	⑤患者利用あり												⑥患者利用なし							
						1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)	13)	14)	15)	16)		17)	18)	19)
						病 室	手術 室	診察 室	処置 室	機能 訓練 室	食 堂	談話 室	浴 室	廊 下	待合 室	駐車 場	その他	ボイラ ー室	エレベ ーター 機械室	機械室(エレベ ーター 機械室を除く)	倉 庫		職員 宿舎	医療 関係 職種等 養 成所	その他
(24)医療法人	〇〇病院			○	措置 予定							○					○							平成 年 月	
					未 定															○					

★記入リスト(リストにある内容しか、それぞれ下記の表中には記載できない)

〔総括表様式〕

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査(補足調査)表

〔記載例〕

(プルダウンボタンを押して)
リストから選択してください

※アスベスト含有率0.1%超～1%以下のみ計上

・都道府県名:
・所属名:
・担当名:
・連絡先:(電話)
(E-mail)

開 設 者	吹付けアスベスト (石綿)等がある 場所を有する 病院数 (①)	左記(①)のうち、 措置済状態にあ る場所を有する 病院数 (②)	左記(①)のうち、措置済状態ではないもの																			備 考			
			措置、劣化等による 石綿等の粉じん の飛散により、ば く露のおそれがあ る場所を有する病 院数(③)	措置、劣化等による 石綿等の粉じん の飛散により、ば く露のおそれがあ る場所を有する病 院数(④)	措置 予定／ 未定	⑤患者利用あり												⑥患者利用なし							
						1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)	13)	14)	15)	16)		17)	18)	19)
						病 室	手 術 室	診 察 室	処 置 室	機 能 訓 練 室	食 堂	談 話 室	浴 室	廊 下	待 合 室	駐 車 場	その他	ボ イ ラ ー 室	エ レ ベ ー タ 機 械 室	医 療 部 室 (エ レ ベ ー タ 機 械 室を除く)	倉 庫		職 員 宿 舎	医 療 関 係 職 業 等 室	その他
1 (1)厚生労働省	1			1	予定 未定												1								
2 (7)都道府県	2	1	1		予定 未定																				
3 (11)厚生連	1	1			予定 未定																				
4 (24)医療法人	5	1	2	2	予定 未定										1		2		1						
5					予定 未定													1							
6					予定 未定																				
7					予定 未定																				
8					予定 未定																				
9					予定 未定																				
10					予定 未定																				

☆記入リスト(リストにある内容しか、それぞれ下記の表中には記載できない)

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

建材中の石綿含有率の分析方法について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」（以下「188号通達」という。）の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」等において、石綿等がその重量の1%を超えて含有するか否かについて行うものを示しているところであるが、今般、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）の一部が改正され、平成18年9月1日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率（重量比）が1%から0.1%に改められることから、同日後は、石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否かについて分析を行う必要がある。

一方、建材中の石綿含有率の分析方法で0.1%までの精度を有するものとして、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」が平成18年3月25日に制定されたところである。

については、石綿則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法があるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

なお、188号通達は、本通達をもって廃止する。

記

- 1 JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS法」という。）
- 2 上記1と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法
 - (1) 廃止前の188号通達の別紙の第3の3の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法（以下「分散染色法」という。）

ただし、分散染色法は、JIS法の7.1.2のa)の「位相差顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。

(2) その他別途示す分析方法

※別添省略

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「局長通達」という。）をもって通達されたところであるが、その運用に当たっての留意事項は、下記のとおりであるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添のとおり周知したので了知されたい。

なお、平成17年6月22日付け基安化発第0622001号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「0622001号通知」という。）は、本通知をもって廃止する。

記

- 1 JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS法」という。）と同等以上の精度を有する分析方法について

局長通達の記の2の（2）の「その他別途示す分析方法」として、廃止前の0622001号通知の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」の2の（3）の①のイの「位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析」があること。ただし、当該方法は、JIS法の7.1.2のa)の「位相差顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであることから、その取扱いについては、局長通達の記の2の（1）と同様であること。

- 2 JIS法による定性分析においては石綿を含有していると判定されたにもかかわらず、定量分析において石綿回折線のピークが確認できない場合の取扱いについて

（1）JIS法の9.の「二次分析試料によるX線回折定量分析方法」により定量分析を行う場合において、JIS法の解説の4.7では、JIS法で定める残さ率（以下「残さ率」

という。)が0.15を超えるときは、残さ率が0.15以下となるように溶解条件等を検討する必要があるとされている。このことから、例えば、酸の種類の変更等を行うことにより、残さ率が0.15以下となるようにすること。なお、一部の成形板等については、当該措置を講じたにもかかわらず、残さ率が0.15以下とならず、石綿回折線のピークが確認できないことがあり得るが、この場合については、石綿が0.1%を超えて含有しているものとして取り扱うものとする。

- (2) 残さ率が0.15以下になった場合であっても、石綿回折線のピークが確認できないことがあり得るが、この場合においては、一般に、石綿含有率はJIS法で定める定量下限(以下「定量下限」という。)以下とされていることから、定量下限が0.1%以下であるときには、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うものとする。

3 JIS法による定量分析が必要とされない場合について

石綿が0.1%を超えて含有するか否かを判断する定量分析については、JIS法により行う必要があるが、事業者が石綿が0.1%を超えて含有しているものとして関係法令に規定する措置を講ずるときは、この限りではないこと。

したがって、例えば、次のような分析を行って、0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めてJIS法による分析の必要はないこと。

- (1) JIS法の7.に掲げる「一次分析試料による定性分析方法」又は廃止前の0622001号通知の別紙の2の(3)の「定性分析」により分析を行った結果、石綿を含有していると判定された場合。
- (2) 局長通達の記の2の(1)の分析方法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認された場合。
- (3) 廃止前の平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」の別紙の第4の「石綿の含有率の判定方法」又は廃止前の0622001号通知の別紙の2の(4)の「エックス線回折分析法(基底標準吸収補正法)による定量分析」により分析を行った結果、石綿が0.1%を超えて含有していると判定された場合。
- (4) JIS法は主として石綿含有率が5%以下の物に適用するものとされていることから、あらかじめ石綿含有率が5%を超えると認められる物の分析について、X線回折法による内標準法、添加法又は基底標準吸収補正法により分析を行った結果、石綿を含有していると判定された場合。

※別添省略